

平成26年2月5日

教職員各位

## 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会

はじめに

今日のIT化の進展に伴い、個人情報保護の重要性が一層増しています。情報処理技術の発達により、その蓄積、流通、加工、編集が簡単に行え、またネットワークの普及によって、それが瞬時に世界中をも駆け巡るような状況が出現しています。大学においても貴重な情報が有効活用できる環境にある反面、その管理が不適切であると、データが外部に漏洩することにつながるようになります。

このような社会状況の中で、大学および教職員の保有する個人情報の取り扱いに関しては、安全で、かつ信頼のおける徹底した管理が求められております。教職員各位におかれましては、個人情報保護の趣旨をご理解の上、今後とも個人情報の流出や紛失などの防止に最大のご注意を払っていただきますようお願いいたします。

なお、当取扱いについては、本学の四天王寺大学大学院・四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部「個人情報の保護に関する規程」および「研究倫理規程」に拠ります。

### 1. 個人情報保護法制定の経緯

現代社会が高度情報化社会へと発展するのに伴い、プライバシーなど個人の権利利益を侵害する危険性が高まったため、個人情報を保護する必要性が重要視されるようになりました。このような状況から、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）が成立し、基本概念や国の責務・施策などを規定する部分（第1章～第3章）が公布日（平成15年5月30日）から施行されています。そして、平成17年4月1日からは、個人情報をデータベースなどによって事業活動に用いる事業者の義務などを定めた第4章以降を含めて全面施行されることになりました。

### 2. 個人情報保護法の目的

この法律は、個人情報取り扱い事業者が個人情報の適正な取り扱いの規則を遵守することにより、プライバシーを含む個人の権利や利益の侵害を未然に防ぐことを目的としています。

### 3. 個人情報とは

「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」（第2条）

### 4. 個人情報保護法の要点

- (1) 個人情報を収集する際には、利用目的を明確にしなければならない。
- (2) 目的以外に利用する場合、本人の同意を得なければならない。
- (3) 情報が漏洩しないよう安全管理措置を講じ、従業者だけでなく委託業者も監督しなければならない。

- (4) 本人の同意を得ずに第三者に情報を提供してはならない。
- (5) 本人からの求めに応じ、個人情報を開示しなければならない。
- (6) 開示された個人情報が事実と異なる場合、訂正や削除をしなければならない。
- (7) 個人情報の取り扱いに関する苦情に対しては、適切・迅速に対処しなければならない。

## 特にご注意願いたいこと

### 1. 個人情報の管理

ここでいう個人情報とは、在学生・卒業生情報のほか、入試・広報部の入試・高校関係情報、キャリアセンターの企業等関係情報、エクステンションセンターの社会人情報などに加え、研究活動において本学以外から入手した個人情報など、すべてが対象となります。

氏名、学籍番号、生年月日、連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)、人物評価、面談記録などを記したものと及び学生票、成績表、答案用紙、レポートなどは厳重に管理してください。

### 2. セキュリティ対策の実施

個人情報を記録した媒体(パソコン、タブレットPC、USBメモリ、CD、DVD、フィルムなど)を利用する場合、パスワード、暗号化などのセキュリティ対策を必ず施してください。

また、これら個人情報の漏洩、紛失、盗難などを防止するため、個人情報を保存している教室や研究室の施錠・入退室の管理など必要な措置を講じてください。答案用紙等の処分にもご留意ください。

### 3. 学内情報の持ち出し禁止

答案用紙や個人情報を記録した媒体(文書を含む)の学外への持ち出しを禁止とします。やむを得ず個人情報の入った記録媒体を学外へ持ち出す際には、次の注意点を必ず遵守してください。

- ① 可能な限り個人氏名を記号やイニシャルに変換し、個人情報の記録されているファイルにパスワードを設定すること。
- ② 暗号化機能付きの機器を使用し、パスワード設定など万全のセキュリティ対策を施すこと。
- ③ 記録媒体を身体から離さないこと。(電車の網棚に置くことや自動車内の放置は厳禁)
- ④ 本学以外のパソコン等で作業する場合は、必ずウイルス対策ソフトの導入を施したものであること。
- ⑤ 用件が済めば、速やかに記録媒体から個人情報を削除すること。

### 4. 事故が発生した場合

万一個人情報の漏洩、紛失、盗難などが発生した場合、休日、夜間を問わず、直ちに大学に連絡してください。早期発見に全力を挙げ、必要かつ適正な措置を講じます。

## 5. 学外からのネットワーク接続について

本学では、記録媒体（USB メモリなど）の学外への持ち出しを禁止しているため、学外からインターネットを経由して、学内パソコンのデータファイルを活用できる「Google ドライブ」システムの活用を推奨します。これは、インターネット上にある Google ドライブを中継することで学内のパソコンからでも、学外（自宅等）からでも、継続的な作業が可能となり一時的な保存やバックアップとして活用できます。

利用する場合は、自宅のパソコンに Google ドライブをインストールし、ウイルス対策ソフトの導入などのセキュリティ対策を施してください。また、作業が完結したデータについては、元のパソコンに移して Google ドライブに残らないように削除をお願いします。（「Google クラウド・ストレージの利用について」参照）

なお、従来通り、教員フォルダ（K ドライブ）を利用できる仕組み（VPN）も活用できます。  
（「学外からのネットワーク接続」参照）

## 6. パソコンの廃棄について

不要になったパソコンを処分する際は、ハードディスクに残っているデータファイルをすべて消去してください。（特に個人情報が残っている場合が多くあります）

処理方法は、専用ソフト（教務課情報メディア係ホームページにあります）をダウンロードしハードディスクへ強制的に“0”を複数回上書きすることで、データは完全に消去されます。

詳しくは、教務課情報メディア係までお問合せください。

以上